○近畿地方整備局告示第百四十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年五月十四日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社京都確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	伊藤　理美
変更後	島田　理美

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日

○近畿地方整備局告示第百四十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年五月十四日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人なら建築住宅センター

三(1)　登録住宅性能評価機関の名称の変更

変更前	財団法人なら建築住宅センター
変更後	一般財団法人なら建築住宅センター

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日

○北海道開発局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十四日

北海道開発局長　関　博之

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
	後別		
小樽市若松二丁目九三番六地内	前	二二・一七～二九・五七メートル	〇・〇〇五キロメートル
	後	二二・一七～二四・五七メートル	〇・〇〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
	後別		
北海道厚岸郡厚岸町門静二丁目一二番地内	前	三〇・〇七～三九・〇八メートル	〇・〇五八キロメートル
	後	三〇・〇七～四七・九八メートル	〇・〇五八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
	後別		
北海道紋別郡遠軽町野上一五九番一から同町野上一〇九番一まで	前	二八・三九～二八・五〇メートル	〇・〇一三キロメートル
	後	四二・六二～四二・六九メートル	〇・〇一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十四日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十四号	北海道沙流郡日高町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署五七林班ち一小班から同町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署五八林班ろ一小班まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
二百七十五号	北海道中川郡美深町字玉川二八五番二地先から同町字玉川二八五番一まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年五月十四日

○沖縄総合事務局告示第三十一号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十五年五月十四日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

登録小型船舶教習実施機関の名称　淵　光

登録小型船舶教習実施機関の住所

（変更前）沖縄県南城市玉城字垣花４９９番地６０

（変更後）沖縄県南城市字つきしろ４９９番地６０

登録小型船舶教習事務を行う事務所の所在地

（変更前）沖縄県南城市玉城字垣花４９９番地６０

（変更後）沖縄県南城市字つきしろ４９９番地６０